# 東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程

平成１６年４月１日制定
東大医科研規則第６号
沿革

## 第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成１６年規則第３４号。以下「短時間勤務有期雇用教職員就業規則」という。）第２条第３項の規定に基づき、東京大学医科学研究所附属病院に勤務する医員、専攻研修医及び臨床研修医（以下「医員等」という。）の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程で医員とは、１年以内の契約期間を定めて診療に従事する者、専攻研修医とは、臨床研修を修了した者のうち、より専門的な臨床研修等を行うための者、臨床研修医とは、医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修を行う者をいう。

２　医員等の就業に関する事項については、第２章以下に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用教職員就業規則の規定を準用する。

（称号付与）

第３条　前条の医員には、別に定める称号を付与することができる。

## 第２章　資　格

（資格）

第４条　医員及び専攻研修医として採用できる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後、原則として２年以上経過した者とする。

２　臨床研修医として採用できる者は、医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者とする。

（研修の制限）

第５条　臨床研修医は、医籍登録が確認されるまでの間は診療に従事する事はできない。

## 第３章　労働契約等

（契約期間）

第６条　医員等の契約期間は、一の会計年度内（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。以下同じ。）を限度とする。

２　前項の契約期間が１２月未満の場合は、採用した日の属する会計年度の末日を限度として契約期間を延長することができる。

３　前項に定める場合のほか、採用又は契約期間を延長しようとする日において、年齢が満６５歳に達し、かつ、その日以後の最初の３月３１日を超えることとなる場合には、採用又は契約期間の延長をしない。

（契約の更新）

第７条　労働契約の期間満了時に更新することを予定した労働契約を締結する場合の契約の更新は、予算の状況等により行うものとする。

２　前項による更新は、医員及び専攻研修医は４回（採用した日が会計年度の初日でないときは５回）、かつ、採用した日から起算して５年を限度とし、臨床研修医は１回（採用した日が会計年度の初日でないときは２回）、かつ、採用した日から起算して２年を限度とし、以後更新しない。ただし、契約を更新しようとする日において、年齢が６５歳に達し、かつ、その日以後の最初の３月３１日を超えることとなる場合には､契約の更新をすることができない。

３　前項の臨床研修医のうち、病気その他特別な事情により、臨床研修を修了する事ができなかったと認められた者についてはこの限りではない。

４　前項により更新した後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも３０日前にその旨予告するものとする。

## 第４章　勤務時間等

（勤務時間及び休憩時間）

第８条　医員及び専攻研修医の勤務時間は、１週間当り３８時間４５分以内、臨床研修医の勤務時間は３８時間４５分とする。

２　１日の勤務時間は、７時間４５分とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻　午前８時３０分

終業時刻　午後５時００分

休憩時間　午後０時１５分から午後１時まで

３　医員等の勤務日及び休日は、個人別に定める。

４　前３項で定めた勤務時間、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、業務上の都合その他やむを得ない事情により変更することがある。

## 第５章　給　与

（給与の決定）

第９条　医員等の給与は日給とし、その額は別に定める。

２　医員等の日給の額は、契約期間の途中において改定しない。

（通勤手当）

第１０条　医員等（契約期間が１月未満の者を除く。）には、短時間勤務有期雇用職員の例に準じて通勤手当を支給する。

（超過勤務手当）

第１１条　医員等には、第９条第１項に規定する日給額を基礎として、短時間勤務有期雇用職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。

（休日出勤手当）

第１２条　医員等には、第９条第１項に規定する日給額を基礎として、短時間勤務有期雇用職員の例に準じて休日出勤手当を支給する。

（宿・日直手当）

第１３条　宿・日直手当は、医員等が短時間勤務有期雇用教職員就業規則第３１条の規定により別途指定する当直勤務を命じられた場合に支給する。

２　前項の勤務は、前２条の勤務には含まれないものとする。

（緊急手術等手当）

第１３条の２　医員等には、東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成１６年規則第４号。以下「給与規則」という。）第３９条の２の規定に準じて緊急手術等手当を支給する。

（特殊防疫等作業手当）

第１３条の３　医員等には、給与規則第３９条の３の規定に準じて特殊防疫等作業手当を支給する。

（オンコール手当）

第１３条の４　医員等には､給与規則第３９条の４の規定に準じてオンコール手当を支給する。

（短時間期末手当）

第１３条の５　医員等には、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第６８条の規定に準じて短時間期末手当を支給する。

（端数の処理）

第１４条　第１１条及び第１２条の手当の額を算定する場合の端数処理については、短時間勤務有期雇用職員の例に準ずる。

（給与の支払）

第１５条　給与の支払については、短時間勤務有期雇用職員の例に準ずる。

（給与に関する特例）

第１６条　この章に定めるほか、短時間勤務有期雇用教職員就業規則第１２章の給与に関する規定は、医員等には適用しない。

附　則

第１条　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

第２条　本規定の施行日に医員等として雇用された者のうち、当該施行日の前々日に日日雇用職員として在職していた者に係る第７条第２項の規定は適用しない。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日において改正前の東京大学医科学研究所医員、専門研修医及び臨床研修医就業規程第２条に定める専門研修医に係る専門的な臨床研修等に従事していた者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年５月１日から施行し、令和２年１月２７日から適用する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（雇用の上限年齢の経過措置）

２　令和６年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間において、第６条第３項及び第７条第２項中６５歳とあるのは、同項の規定にかかわらず、次の表の第１欄に掲げる期間に応じて、第２欄の字句のとおり読み替える。

| １．期間 | ２．読み替える字句 |
|---|---|
| 令和６年４月１日～令和７年３月３１日 | 満６１歳 |
| 令和７年４月１日～令和９年３月３１日 | 満６２歳 |
| 令和９年４月１日～令和１１年３月３１日 | 満６３歳 |
| 令和１１年４月１日～令和１３年３月３１日 | 満６４歳 |

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程により別に定めるものについては、令和７年４月１日以降、次のとおりとする。

（第９条関係）給与の決定

| 職　　種 | 日　給　額 |
|---|---|
| 医員 | １３，３０３円 |
| 専攻研修医 | １３，２４４円 |
| 臨床研修医（２年目） | １１，７８４円 |
| 臨床研修医（１年目） | １１，３１６円 |

（第１３条関係）宿日直手当

１　規程第１３条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。

一　電話、文書収受、防災・防犯等庁舎管理及び回診業務、その他緊急時対応

２　宿・日直手当の額は、当直勤務１回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

| 当直勤務の区分 | 手　当　額 |
|---|---|
| 医員及び専攻研修医　第１項第１号の当直勤務 | ２１，０００円 |

沿革

**東京大学医科学研究所医員、専攻研修医及び臨床研修医就業規程**

体系情報

□　第２編　総務及び人事
　　第３章　就業規則等

沿革情報

◆　平成１６年　４月　１日　制定
◇　平成１８年　３月３０日
◇　平成２０年　３月２５日
◇　平成２１年　３月２６日
◇　平成２６年　８月　１日
◇　平成３０年　３月２０日
◇　平成３０年１２月２０日
◇　令和　２年　４月３０日
◇　令和　３年　３月１８日
◇　令和　６年　３月２１日
◇　令和　７年　３月２７日